

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社西山工務店	茨城県水戸市東原3丁目5番18号	146

2 指名停止措置期間                      平成26年12月3日～平成27年2月2日（ 2箇月間 ）

3 指名停止措置の適用範囲            茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

（株）西山工務店は、平成26年11月18日、町発注の小学校耐震補強及び大規模改造工事（茨城町長岡地内）において、火気使用時における作業前の安全確認を怠ったため、作業員が解体工事における排水管のガス切断作業中に、火災事故を発生させた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により生じた公衆災害事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）」第2条第1項及び別表第1第5号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 町工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）